

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について

平成 26 年 9 月 8 日
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
決 定
平成 27 年 4 月 1 日一部改定

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

その上で、施設・事業者による対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課の協力を得て、内閣府子ども・子育て本部において処理する。

4 その他

- (1) 検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が協議の上、定める。